

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第874回）
東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和2年7月10日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【地盤の支持性能】

特になし

【耐津波設計における浸水防護重点化範囲との境界について】

- 技術基準規則第6条の津波による損傷防止の内郭防護の基準への適合が明確になるように論理、根拠等を整理して再度説明すること。

- 内部溢水対策で設置する浸水防護重点化範囲（浸水を想定するエリア）と浸水範囲の境界部及び吐出弁について、耐津波設計においても役割を果たすことから第6条での位置付けを整理し再度説明すること。また、内部溢水対策で設置する設備のうち、津波による強度評価が内部溢水の評価に包絡できない設備の有無を整理して説明すること。

以上